

「荒山公園駐車場管理運営業務(その2)の条件付一般競争入札について」

堺市公園協会では平成 21 年度から、「人的警備」を対象として、より一層の競争性・透明性・公正性の拡大を図ることを目的に、条件付一般競争入札を導入しております。令和 2 年度業務についても本制度での入札を実施いたします。条件付一般競争入札では、実施する業務ごとに入札参加資格を定めており、その条件を満たす方のみ入札に参加できます。入札への参加を希望される方は、事前に入札参加資格を満たしていることを確認した上で、下記の入札説明書等をご覧の上、入札手続きを進めてください。

業務名：荒山公園駐車場管理運営業務(その2)

1. 公募日程(pdf)
2. 業務概要(pdf)
3. 入札説明書(pdf)
4. 業務設計書等(pdf)
5. 契約書(案)(pdf)
6. 条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書及び記入例(pdf)
7. 条件付一般競争入札参加資格確認結果通知受領書及び記入例(pdf)
8. 申込書送付用宛名ラベル(pdf)

問い合わせ (公財)堺市公園協会

(業務担当:愛護会グループ 橋本、阿部)

電話 :072-245-0070

FAX :072-245-0069

令和2年度 荒山公園駐車場管理運營業務(その2) 公募日程

月	日	曜日	事 項	
1	4	月		
	5	火	堺市公園協会ホームページに掲載(募集開始)	
	6	水		
	7	木		
	8	金		
	9	土		
	10	日		
	11	月		
	12	火	入札参加の申込み(郵送) 午後5時まで(必着)	
	13	水		
	14	木		
	15	金	条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書等の交付	
	16	土		
	17	日		
	18	月		
	19	火	仕様書等に関する疑義 質問締め切り 午前11時30分まで	
	20	水		
	21	木		
	22	金	入札書提出締切日 午後5時まで(必着)	
	23	土		
	24	日		
	25	月		
	26	火	入札書開札等 午前10時00分	
	27	水		
	28	木		
	29	金		
	30	土		
	31	日		
	2	1	月	
		2	火	
		3	水	
4		木		
5		金		
6		土		
7		日		
8		月		
9		火		
10		水	業務開始	

業務概要

業 務 名	荒山公園駐車場管理運営業務（その2）	
業 務 番 号	2020-714	
契約担当課	愛護会グループ	担当 橋本、阿部
担当課等連絡先	Tel 072-245-0070	Fax 072-245-0069
施行場所等	堺市南区宮山台2丁地内 荒山公園駐車場	
令和元年度契約金額（税込）	¥4,939,000円	
主な仕様書の変更点	無し	
入札参加資格	<p>次の（1）を満たす者</p> <p>（1）下記①から⑦まで満たす者のうち平成30年・令和元年・令和2年・令和3年・令和4年・令和5年度の「堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請」において市内業者で登録している者</p> <p>①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当しない者かつ、公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第3条の規定に該当する者</p> <p>②平成30年・令和元年・令和2年・令和3年・令和4年・令和5年度の「堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請」において種目「建物の維持管理 051004 人的警備」で登録している者</p> <p>③入札参加申込の締切日から開札日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を含む。）かつ、（公財）堺市公園協会「入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱」に基づく指名停止等の措置を受けていない者</p> <p>④入札参加申込の締切日から開札日までの間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者</p> <p>⑤当該業務の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）が、他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができません。）</p> <p>⑥仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者</p> <p>⑦組合については、その構成員が当該業務に入札参加の申込みをしていないこと。</p>	
契約予定期間	令和3年2月10日から令和3年3月31日まで	

※ 詳細については、仕様書、入札説明書等をご覧ください。

入札説明書

1 契約（業務）担当課

〒590-0803

堺市堺区東上野芝町1丁4番地3 2階

（公財）堺市公園協会 担当：橋本、阿部

電話 072-245-0070 FAX 072-245-0069

2 条件付一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

荒山公園駐車場管理運營業務（その2）

(2) 履行内容等

別紙「荒山公園駐車場管理運營業務（その2）」のとおり。

(3) 契約及び業務期間

令和3年2月10日から令和3年3月31日

引き続き、令和3年4月1日から令和3年4月4日まで4日間を随意契約する。（予定）

(4) 最低制限価格

設定する。

3 条件付一般競争入札参加資格

次の（1）を満たす者

（1）下記①から⑦まで満たす者のうち令和元年・令和2年・令和3年度の「堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請」において市内業者で登録している者

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当しない者かつ、公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第3条の規定に該当する者

②令和元年・令和2年・令和3年度の「堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請」において種目「建物の維持管理 051004 人的警備」で登録している者

③入札参加申込の締切日から開札日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を含む。）かつ、（公財）堺市公園協会「入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱」に基づく指名停止等の措置を受けていない者

④入札参加申込の締切日から開札日までの間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者

⑤当該業務の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）が、他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができません。）

⑥仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

⑦組合については、その構成員が当該業務に入札参加の申込みをしていないこと。

4 条件付一般競争入札参加の申込み

前記条件付一般競争入札参加資格を全て満たし、当協会への入札参加を希望する者は入札関係書類を熟読の上、受付期間に、必要事項を記載した条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書を、下記提出先に書留郵便で提出しなければならない。

(1) 受付日

令和3年1月12日（火）午後5時まで（必着） 持参不可

(2) 提出書類等

・条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書

(3) 郵送先

〒590-0803
堺市堺区東上野芝町1丁4番地3 2階
(公財) 堺市公園協会

5 条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書等の交付

前記4の入札参加の申込みを行った方へ、当協会より下記のとおり、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書他、入札に必要な書類を下記の予定で交付しますので来所ください。

(1) 関係書類交付日

令和3年1月15日(金) 午前9時30分～午後4時30分まで(厳守)
(ただし、正午から12時45分の間は除く)

(2) 配付場所

堺市堺区東上野芝町1丁4番地3 2階
(公財) 堺市公園協会

6 仕様書等に関する疑義

仕様書等の入札関係書類において疑義がある場合は、次のとおり問合せること。

(1) 質問締切

令和3年1月19日(火) 午前11時30分まで

(2) 問合せ先

前記1契約(担当)課に同じ

7 入札方式

本業務の入札方式は、条件付一般競争入札とする。

8 入札方法

- (1) 入札は郵便入札でおこなう。
- (2) 入札は当協会指定の入札書にて行うものとし、これによらない場合は失格とする。
- (3) 入札金額は総価を記載すること。
- (4) 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札書の封かん

入札書は必ず当協会から交付する封筒(緑色)に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。また、封筒の裏面には必ず会社名を記載すること。

10 入札書の提出方法

入札書は下記提出期間の間に必ず書留郵便にて郵送すること(持参不可)。なお、必ず当協会指定の入札書、入札書封入用小封筒(緑色)、入札書郵送用大封筒(青色)にて入札するものとし、一度提出された入札書の引換え、変更又は撤回は一切認めない。また、入札書が提出締切日までに提出されなかった場合、若しくは当協会指定の入札書、封筒を使用していない場合は、当該入札を無効とする。

(1) 提出締切

令和3年1月22日(金) 午後5時まで(必着・持参不可)

(2) 提出場所

〒590-0803
堺市堺区東上野芝町1丁4番地3 2階
(公財) 堺市公園協会

(既に入札書郵送用大封筒に記載済)

※必ず「郵便による入札の注意事項」(入札参加者に配付します)を熟読の上、入札に参加すること。

1.1 開札等

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時 **令和3年1月26日(火) 午前10時00分**

イ 場所 堺市堺区東上野芝町1丁4番地3
(公財)堺市公園協会 2階会議室

(2) 開札への立会い

開札は公開とし、入札参加者の内、開札への立会いを希望する者は立会うことができる。ただし、その際は、開札場所への入室は1者1名とし、入室の際に条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書の提示が必要となります。

(3) 開札時に持参する物

- ・条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書
- ・入札書に押印している印鑑(代理人が出席する場合は委任状に押印されている個人印)
- ・委任状(代理人が出席する場合のみ)
- ・筆記用具

(4) 開札

開札後、最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、契約の手続き(落札決定後、5日以内に契約締結をする。)に入ります。また、落札者が当該業務の契約に応じない場合(錯誤の入札等)は、当該入札を無効((公財)堺市公園協会「入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱」に基づき、指名停止の措置をおこなうことがある。)とし、予定価格の制限範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、次順位以降の者を順次繰り上げ、落札者とする。

(5) 同価の場合の取扱

開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、その場で直ちに、くじ引きを行い落札者を決定します。なお、入札者が当該入札に立会人として参加している場合は、その者がくじを引き、参加していない場合は、これに代えて、当該入札事務に関係のない当協会職員にくじを引かせるものとします。

(6) 入札回数

入札回数は、1回限りとする。「地方自治法施行令第167条の8」及び(公財)堺市公園協会「契約実施細則第21条」に規定する再度入札は実施しない。

(7) 落札業者がないとき

入札の結果、落札者となるべき入札者がいないときは、後日、速やかに入札方法を改めて新たに入札を行います。

(8) 入札結果の連絡

落札者にのみ、電話にて入札結果を連絡します。なお、入札結果は後日、(公財)堺市公園協会ホームページ(<http://www.sakai-park.or.jp/>)の入札情報で公表する予定。

1.2 入札参加停止の措置等を受けた入札参加者または落札者について

(公財)堺市公園協会理事長は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、落札者としません。また、理事長は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の(1)、(3)のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の(2)に該当した場合は、契約を締結しません。

(1)「堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱」及び(公財)堺市公園協会「入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱」に基づく入札参加停止又は入札参加回避(改正前の「堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱」に基づく指名停止又は指名回避を含む。)の措置を受けた場合。

(2)入札参加申込の締切日から開札日までの間、堺市契約関係暴力団排除措置要綱による入札参加除外(改

正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。)の措置を受けた場合。

(3) (1)、(2)のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合。

1.3 入札の辞退

入札を辞退する場合は、必ず当該案件の開札日の前日（土・日曜日、祝日の場合はその前日）までに入札辞退届を、前記1契約（担当）課に提出してください。ただし、入札書を既に提出した場合、入札の辞退は出来ません。

1.4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札書提出の際には必ず「郵便による入札の注意事項」を熟読の上、当協会が定めた提出方法にて提出すること。なお、当協会が定めた提出方法以外で入札書を提出した場合は無効とする。

(3) 当協会へ提出する書類に虚偽の記載をした場合は、(公財)堺市公園協会入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づき指名停止等の措置を行うことがある。

(4) 入札参加者は地方自治法、同法施行令、(公財)堺市公園協会契約実施細則、業務概要、仕様書等、契約書（案）、入札説明書等の内容及びその他契約条件を熟知のうえ入札に参加すること。

(5) 入札保証金

免除する。ただし、落札者が正当な理由なく契約締結に応じないときは、落札金額の3/100に相当する違約金を徴する。

(6) 契約保証金

要（契約金額の100分の10以上。ただし利子は付さない）ただし、下記のア～ウに該当する場合は、免除する場合がある。

ア 保険会社との間に当協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

イ 過去2年間に、当協会又は国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。（当協会以外の場合は、履行実績証明書が必要）

ウ 契約金額が、1,000,000円以下であるとき。

(7) 入札の中止等

入札に関し、入札参加者が不正な行為を行った場合、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強い場合等、本入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

(8) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

① 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

② 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。

③ 入札書に記名押印がないとき。

④ 入札金額を訂正した入札。

⑤ 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

⑥ 本件公示に示した入札に参加する資格のない者がした入札

⑦ 本入札に係る書類に虚偽の記載をした者がした入札。

⑧ 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。

⑨ 入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。

⑩ その他、公正な入札執行を阻害する入札。

⑪ 当協会が定める提出方法以外の方法で入札書を提出したとき。

⑫ その他堺市契約規則第22条及び(公財)堺市公園協会契約実施細則第20条に該当する入札。

(9) 契約の締結日

落札決定後、5日（市の休日を除く）以内に契約を締結すること。

(甲号設計)

主 管	事務局長	業務総括	グループ長			設 計	係	検 算		
合 議			愛護会運営 推進担当							
<h1>設 計 書</h1>										
年 度	2		科目 事業費支出 _____ 委託費支出 _____ 駐車場事業 _____				主管 ・愛護会グループ			
業 務 名 称	<h2>荒山公園駐車場管理運営業務（その2）</h2>									
設 計	令和2年12月									
期 間	令和3年2月10日～令和3年3月31日									
履 行 場 所	堺市南区宮山台2丁地内 荒山公園駐車場									

<p style="text-align: center;">設 計 概 要</p>	<p>----- 本業務は、荒山公園駐車場の有料化に伴い、料金徴収 ----- ・車両整理・料金回収を行うものである。 ----- ①料金徴収業務 3ヶ所 50日 ----- ②車両整理業務 3ヶ所 15日(96人) ----- ③料金回収業務 3ヶ所 50日 ----- ----- ----- ----- ----- -----</p>
<p>設計金額</p>	<p style="text-align: right;">_____ 円也</p>
<p style="text-align: center;">公益財団法人 堺市公園協会</p>	

特記仕様書

本仕様書は荒山公園駐車場管理運営業務（その２）の仕様を定めたものである。

1 業務名

荒山公園駐車場管理運営業務（その２）

2 履行日時

令和３年２月１０日（水）から令和３年３月３１日（水）まで

午前７時３０分から午後６時３０分

3 履行場所

荒山公園内３駐車場及び荒山公園周辺道路

堺市南区宮山台２丁地内

荒山公園 P1 駐車場	（神社側）（延寿荘）	127台
荒山公園 P2 駐車場	（テニスコート）	58台
荒山公園 P3 駐車場	（旧道側）	18台

4 業務の目的

荒山公園内３駐車場を有料化し料金徴収・車両整理・料金回収を行うことで、荒山公園利用者（梅及び桜の花見）による周辺道路の交通渋滞を緩和することが目的である。

5 業務内容等

- | | | | | |
|---------------|-----|-------------|------------|-----|
| (1) 料金徴収 | 期間内 | 50日×1人×3ポスト | 150名 | |
| (2) 駐車場内外車両整理 | 土曜日 | 6日×1人×4ポスト | 24名 | |
| | 〃 | 日・祝 | 9日×2人×4ポスト | 72名 |
| (3) 料金回収 | 期間内 | 50日 | 50名 | |
- 駐車場営業終了後、売上金を回収し、翌日に当協会指定金融機関へ入金すること。
 - 荒山公園駐車場を利用する車両の誘導整理をすること。
 - 荒山公園周辺道路の交通渋滞を緩和し、路上駐車排除を行うと共に、路線バスの運行を確保すること。
 - 荒山公園内駐車場入口の車止めを開始時間直前に開場し、利用車両が全車出庫したことを確認のうえ閉場すること。
 - 警備業務を実施するにあたっては、警備業務法等その他諸法令を遵守し、仕様書に従い忠実に履行しなければならないこと。
 - 常に指定区域において服務し、非常時等別に定めのない限り指定区域を不在にしないこと。
 - 来場者の安全確保を最優先にすること。
 - 服務中に事故が発生した時は、速やかに公園協会職員に連絡し指示に従うこと。
 - 常に容姿を正し規律を守り、服務中特に業務責任者は公園協会職員との連絡を密にし、互いに協力して服務すること。
 - 受託者は、この契約に基づく受託業務に従事する者が基本的人権について正しい認識をもって当該業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を実施すること。
 - 警備業務について、十分な訓練を受け、かつ責任感が強く、誠実で健康であり、機敏で

体力がある者が従事すること。

- (15) 現場責任者は警備計画書（警備員配置図）を提出し、公園協会監督員の承認を得ること。
- (16) 現場責任者は警備指令書（警備員名簿）を提出し、公園協会監督員の承認を得ること。
- (17) 身体障害者手帳等の提示、または堺市公園協会発行の駐車許可証の提示を受けたときは無料対応として取り扱うこと。

6 業務責任者

受託者は、現場において業務のすべてを管理する業務責任者を置き、公園協会の承認を得ること。
また、業務責任者に異動があるときは事前に連絡し公園協会の承認を得ること。

7 提出書類

業務責任者は公園協会職員に下記の書類を提出すること。

- (1) 業務責任者届
- (2) 業務計画書（警備員配置図・警備経路ほかを含む）
- (3) 警備日誌（1日の業務終了ごとの報告書）
- (4) 着手届及び業務完了届
- (5) 記録写真
- (6) その他本協会監督員が必要とするもの

8 警備に要する器材等

・本業務に必要な下記の器材等は受託者の負担とする

- (1) カラーコーン等（状況によっては追加要請する場合がある）
- (2) 各駐車場の警備員と連絡をとるための無線機
- (3) 制服及び名札等
- (4) つり銭（3駐車場分）
- (5) その他業務に必用な消耗品等

・本業務に必要な下記の器材等は公園協会の負担とする

- (1) 協会指定金融機関の通帳
- (2) 駐車券（16, 000枚）
- (3) 領収書（年月日回転式）3個
- (4) ガードマンハウスRG - 2型 3駐車場分
(W1840×D2240×H2345)

9 その他

- (1) 警備業務開始前に、業務責任者は公園協会職員の指示を受けること。
- (2) 警備の配置場所の変更については公園協会職員の指示に従うこと。
- (3) 本業務に従事する者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (4) この仕様書に定めのない細目事項については、必要に応じてその都度双方協議して措置するものとする。

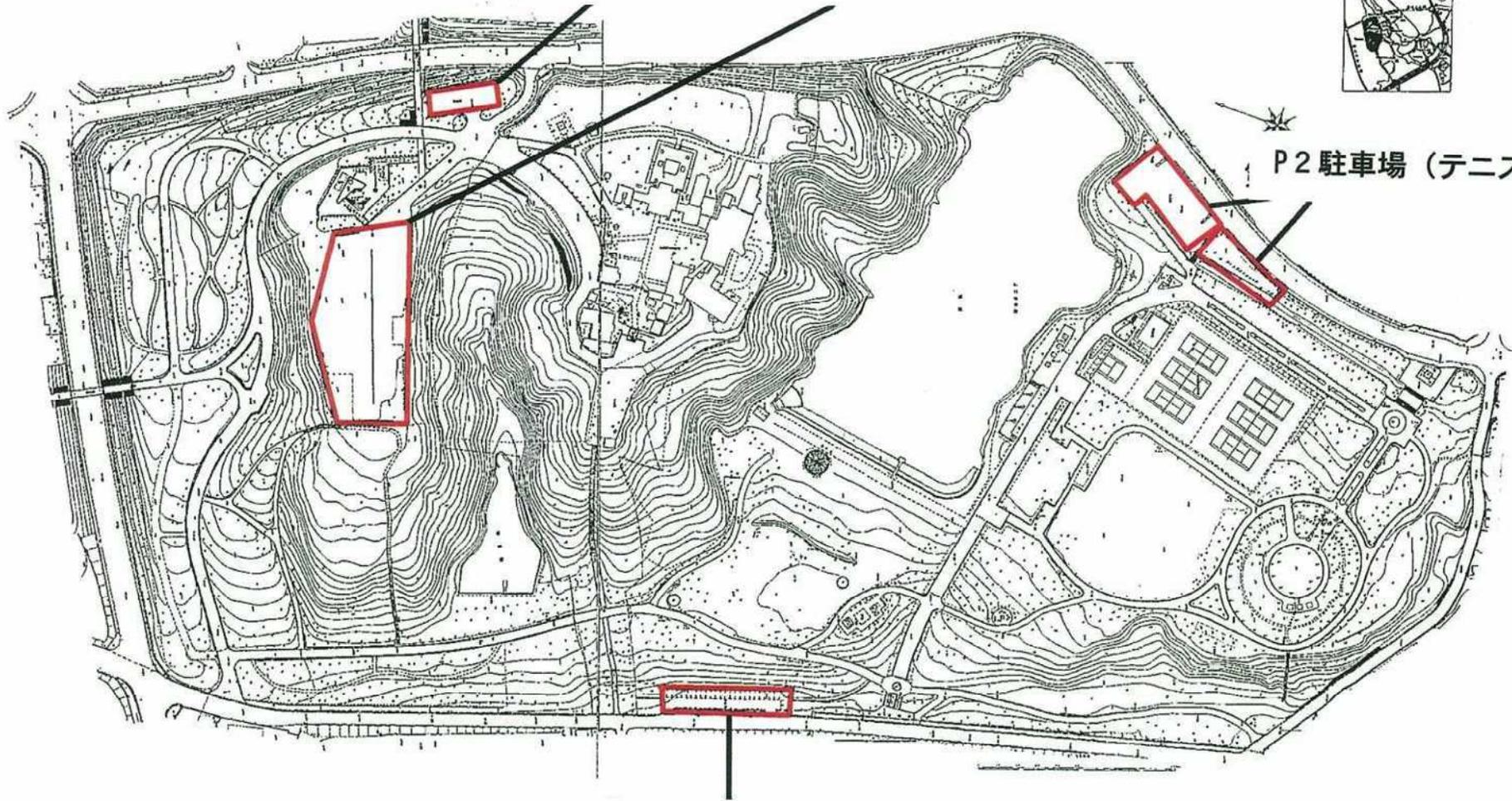
荒山公園 現況平面図

P1 駐車場 (神社側)

P1 臨時駐車場 (延寿荘)



P2 駐車場 (テニスコート)



P3 駐車場 (旧道側)

公園名	荒山公園
図名	現況平面図
縮尺	1 : 1000

案
警備業務契約書

収入印紙

貼付

1. 業務名 荒山公園駐車場管理運営業務（その2）
2. 建築物の所在地 堺市南区宮山台2丁地内 荒山公園駐車場
3. 履行期間 自 令和3年 2月 10日
至 令和3年 3月 31日
4. 契約金額 ¥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） ¥

5. 契約保証金

上記の業務について、発注者と受注者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 堺市堺区東上野芝町1丁4番地3
名称 公益財団法人 堺市公園協会
代表者 理事長

受注者 住所
名称
代表者

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の業務（以下単に「業務」という。）の委託契約に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）や仕様書その他関係書類（以下これらを「契約書類」という。）に基づき、日本国の法令を遵守し、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。
- 2 受注者は、業務を契約書記載の履行期間（以下単に「履行期間」という。）内に履行するものとし、発注者は、その契約金額を契約代金として支払うものとする。
- 3 この契約における期間の定めについては、契約書類に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 4 この契約の履行に関し発注者と受注者との間で用いる計算単位は、契約書類に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 5 この契約は、日本国の法令及び堺市公園協会契約実施細則に準拠するものとする。
- 6 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第35条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選定される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 7 発注者が、第9条に規定する監督員を定めたときは、この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類（業務関係者に関する措置請求及び契約代金の支払に係る書類を除く。）は、監督員を経由するものとする。
- 8 前項の書類は、監督員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
- (業務計画書)
- 第2条 受注者は、契約書類に従い、業務の実施に先立って業務計画書を作成し、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。
- (権利義務の譲渡等)
- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、合併等を原因とする承継で、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (再委託の禁止)
- 第4条 受注者は、この契約の履行について、業務を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）をしてはならない。ただし、業務の一部について相当の理由があるときは、この限りでない。
- (再委託の届出等)
- 第5条 前条ただし書の規定により業務の一部について再委託する場合、受注者は、あらかじめ発注者と協議し、発注者の同意を得た上、再委託しようとする相手方（以下「再委託先」という。）の商号又は名称並びに業務のうち再委託する部分及び再委託する理由、その他発注者が必要とする事項を、書面をもって発注者に届け出なければならない。
- 2 受注者が前項の規定により、業務の一部を再委託するときは、次のとおりとする。
- (1) 受注者は、堺市公園協会契約実施細則に基づく指名停止等の取扱いにより、入札参加停止を受けた者、また、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）第2条第1項の規定による入札参加停止を受けた者（以下「入札参加停止者」という。）及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）並びに第23条第1項第6号に該当する者を再委託先としてはならない。
- (2) 受注者は、再委託先の行為の全てについて責任を負うものとする。
- 3 受注者は、第1項の規定により、業務の一部を再委託したとき並びに受注者及び再委託先が資材又は原材料の購入契約その他の契約をしたときの相手方（以下「再委託先等」という。）が堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合は、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者が第1項の規定による届出を総じて再委託した場合、入札参加停止者を再委託先とした場合又は入札参加除外者若しくは第23条第1項第6号に該当する者を再委託先等とした場合は、受注者に対して、当該再委託先等との契約の解除を求めることができる。この場合において、当該契約が解除された場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。
- (不当介入に対する措置)
- 第6条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴排条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- 2 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- 3 発注者は、受注者が発注者に対し、前2項に規定する報告をしなかったときは、暴排条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- 4 発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が第1項の規定による報告及び届出又は第2項の規定による報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。
- (特許権等の使用)
- 第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその業務仕様又は履行方法を指定した場合において、契約書類に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
- (法令上の責任等)
- 第8条 受注者は、業務に従事する者及び第10条に規定する業務責任者の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他関係法令を遵守するとともに、これらの法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。
- 2 受注者は、業務のうち法令で資格の定めのある業務については、その従事者の氏名及び資格について発注者に通知しなければならない。当該従事者を変更したときも、また同様とする。
- 3 受注者は、前項に定める業務以外の業務については、発注者の請求があるときは、その従事者の氏名を発注者に通知しなければならない。
- (監督員)
- 第9条 発注者は、この契約の履行に関し、発注者の指定する職員（以下「監督員」という。）を定めたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。監督員を変更したときも、また同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定める職務（第20条第2項の規定による検査を除く。）を行う権限のほか、次に掲げる行為を行う権限を有する。
- (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
- (2) 契約書類の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答
- (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督
- (業務責任者)
- 第10条 受注者は、業務を履行するに当たっては、業務責任者を定め、その氏名等を発注者に通知するものとする。業務責任者を変更したときも、また同様とする。
- 2 業務責任者は、この業務の履行に関し、その運営及び取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の支払の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- (業務関係者に関する措置請求)
- 第11条 発注者は、受注者が業務に着手した後に業務責任者又は業務に従事する者が業務の履行について著しく不相当であると認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずることを求めることができる。

- 2 受注者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずることを求めることができる。
- 4 発注者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(業務の報告等)

第12条 受注者は、契約書類に従い、発注者に対して業務報告書を提出しなければならない。

- 2 発注者又は監督員は、前項の規定によるほか、必要と認めるときは、受注者に対して業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

(控室等)

第13条 発注者は、業務の実施につき必要があると認める場合は、受注者に対して控室、仮眠室、資機材置場等(以下「控室等」という。)を提供するよう努めるものとする。

- 2 受注者は、発注者から控室等の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、受注者は、これらを発注者に返還すべきときは、これらを原状に回復しなければならない。

(関連作業等を行う場合)

第14条 発注者は、受注者の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ受注者に通知し、発注者と受注者とが協力して建築物の保全に当たるものとする。

(業務内容の変更)

第15条 発注者は、必要があるときは、業務内容の変更を受注者に通知して、業務内容を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第16条 前条の規定により、履行期間を変更する場合は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日から5日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第17条 第15条の規定により、契約金額を変更する場合は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約金額の変更事由が生じた日から5日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第18条 受注者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者と受注者とが協議して臨機の措置をとらなければならない。

ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない。
- 3 発注者又は監督員は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(損失負担)

第19条 受注者は、業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由によるときにはその限度において発注者の負担とする。

3 受注者は、第1項又は第2項についての賠償のために、保険を附しておくものとする。

当該保険における補限度額は、対人賠償1名につき5千万円、1事故につき5億円、対物賠償1事故につき5億円以上のものとする。

4 受注者は、受注者の責めに帰さない事由による損害(第30条の規定によるものを除く。)については、第1項又は第2項の規定による賠償の責めを負わない。

(検査)

第20条 受注者は、業務が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項により業務完了の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(契約代金の支払)

第21条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、次のとおり支払請求書を発注者に提出し、契約代金の支払を請求するものとする。

なお、契約代金は次のとおり発注者に請求するものとする。

完一括払い ¥0, 000, 000円

2 発注者は、前項の支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に代金を受注者に支払わなければならない。

(業務の履行責任)

第22条 第20条の規定による検査において通常発見し得ない不完全履行で、検査合格の日から1年以内に発見されたものについては、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(発注者の契約解除権)

第23条 発注者は、堺市公園協会契約実施細則第49条に定めるもののほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 第4条又は第28条の規定に違反したとき。
- (3) 第5条第4項の規定により、発注者から再委託先等との契約の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。
- (4) 前3号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 第26条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第23条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 第24条 発注者は、業務が完了しない間は、第23条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。
 - 2 第23条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
 - 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
(不正な行為等に係る賠償額の予約)
- 第25条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、契約金額の10分の2に相当する額に、当該契約金額の支払が完了した日から政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額の利息を加算した額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。この契約が履行された後についても、また同様とする。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条、第8条の2又は第20条の規定による排除措置命令（独禁法第2条第9項第3号に該当する行為及び不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当販売に係るものを除く。）を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 独禁法第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条の2第1項（独禁法第7条の2第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第4項、第20条の2、第20条の3、第20条の5又は第20条の6の規定により課徴金の納付命令を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該課徴金納付命令が確定したとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、独禁法第7条の2第1項（独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により課徴金を納付すべき場合であって、納付命令を受けなかったとき。
 - (4) 受注者が、独禁法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟について請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。
 - (5) 受注者又はその役員、使用人その他これらに類する者が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
 - (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると発注者が認めるとき。
- 2 前項（第5号及び第6号を除く。）の規定は、独禁法第7条の2第6項に規定する事前通知の対象となる行為であって発注者が特に認めるものについては、これを適用しないものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。
(受注者の契約解除権)
- 第26条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 第15条の規定により業務の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 発注者が第28条の規定に違反したとき。
 - (3) 発注者が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 第23条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約が解除された場合において、これにより受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。
(解除に伴う措置)
- 第27条 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第23条第2項の検査合格部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 2 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において当該貸与品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 3 受注者は、契約が解除された場合において、控室等に受注者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（再委託先等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
(秘密の保持)
- 第28条 発注者及び受注者は、業務を通じて知り得た相手方の秘密について、その取扱い及び管理を適切に行うために必要な措置を講ずるとともに秘密の保持に努め、当該事項を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。業務責任者及び業務に従事する者も、また同様の義務を負い、この違反について受注者はその責めを免れない。
(履行遅滞の場合における損害金等)
- 第29条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。
 - 2 前項の損害金は、契約金額（ただし、業務の一部について既に履行しており、第21条第2項の規定により契約代金の支払が行われている場合にあつては、契約金額から当該金額を控除した額とする。）につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額とする。
 - 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第21条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合において、受注者は未受領金につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
(危険負担等)
- 第30条 業務が完了する前（成果物がある場合にあつては当該成果物の引渡し前）において、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものにより当該業務が履行不能となった場合その他損害が発生した場合においては、受注者がこれを負担するものとする。
(相殺)
- 第31条 発注者は、受注者に対する金銭債権を有している場合において、受注者が第23条第1項各号、第23条の2第1項第2号又は堺市公園協会契約実施細則第49条各号のいずれかに該当したときは、当該金銭債権と第21条第1項の契約代金とを相殺することができる。
(賠償金等の徴収)
- 第32条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払いの日までの日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
 - 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で

計算した額の延滞金を徴収する。

(契約保証金)

第33条 受注者は、この契約の締結と同時に、現金又は国債、地方債その他の有価証券で発注者が確実と認めるものにより、契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は契約保証金の納付を免除される。

2 前項の規定により契約保証金を納付した場合、当該契約保証金は、この契約に基づく受注者の債務が完了したときに返還する。

3 契約保証金には利子を付さない。

(違約金等への充当)

第34条 第23条の2第1項の場合において、前条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第23条の2第1項に規定する違約金に充当することができる。この契約に基づき、発注者が受注者に対して賠償金又は損害金の請求権を有するときも、また同様とする。

(紛争の解決)

第35条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、協議上の調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図ることができる。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とで折半し、その他のものは発注者と受注者とでそれぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務責任者の業務の実施に関する紛争、業務に従事する者又は再委託先の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第11条第2項及び第4項の規定により受注者若しくは発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項及び第4項の期間が経過した後でなければ、発注者又は受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

3 発注者又は受注者は、第1項の規定にかかわらず、同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(補則)

第36条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とで協議して定める。

記入の仕方

※記入損じた時のため、念のため
原稿をコピーして使用ください。

一般競争入札参加申込書兼誓約書

令和 年 月 日

(公財) 堺市公園協会 理事長 様

所在地 (住所)

名称又は商号

代表者職氏名

印

条件付一般競争入札について下記の業務の参加を希望し
なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 及び堺市契約規則
益財団法人堺市公園協会契約実施細則第 3 条の規定に該当
説明書に定める入札参加資格を満たしていることを誓約し

会社の住所、名称又は商号及び代表者職氏名を記入する
こと。また、登録時(堺市)に代理人を選定している場合
(支店、営業所等)は、その委任先の住所、名称及び委任
を受けている代理人の職氏名を記入すること。印鑑は、
堺市に登録の使用印鑑を鮮明に押印すること。(契約書に
押印するものと同一のもの。)

記

業 務 番 号	業 務 名
2020 - 714	荒山公園駐車場管理運營業務 (その 2)

担当者と連絡先(電話番号)を記載すること。当協会から連絡
する場合は、こちらに連絡します。

申込担当者	担当者氏名	
連絡先	電話番号	— —
申込書類等確認		申請者確認欄
条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書		<input type="checkbox"/>
堺市業者登録番号 ()		<input type="checkbox"/>

堺市公園協会
確認欄

堺市の調達課に登録の業者番号を記入してください

受付印

(公益財団法人堺市公園協会使用欄)

受付No.

受付者印

条件付一般一般競争入札参加申込書兼誓約書

令和 年 月 日

(公財) 堺市公園協会 理事長 様

所在地 (住所)

名称又は商号

代表者職氏名

印

条件付一般競争入札について下記の業務の参加を希望し、申し込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4及び堺市契約規則第3条の規定に該当しない者であること、公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第3条の規定の規定に該当しない者であること、その他下記の業務の入札説明書に定める入札参加資格を満たしていることを誓約します。

記

業務番号	業務名
2020-714	荒山公園駐車場管理運營業務 (その2)

申込担当者	担当者氏名		
連絡先	電話番号	— —	
申込書類等確認		申請者確認欄	堺市公園協会 確認欄
条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書		<input type="checkbox"/>	
堺市業者登録番号 ()		<input type="checkbox"/>	

受付印	
(公益財団法人堺市公園協会使用欄)	
受付No.	受付者印

条件付一般競争入札参加資格確認結果通知受領書

令和 年 月 日

(公財)堺市公園協会 理事長 様

所在地(住所)

名称又は商号

代表者職氏名

印

下記業務の条件付一般競争入札参加資格確認結果通知等の入札関係書類を受領しました。

業務番号	業務名
2020 - 714	荒山公園駐車場管理運営業務 (その2)

条件付一般競争入札参加資格確認結果通知受領書

記入例

令和 年 月 日

(公財)堺市公園協会 理事長 様

会社の住所、名称又は商号及び代表者職氏名を記入すること。また、登録時(堺市)に代理人を選定している場合(支店、営業所等)は、その委任先の住所、名称及び委任を受けている代理人の職氏名を記入すること。

所在地(住所)
名称又は商号
代表者職氏名

下記業務の条件付一般競争入札参加資格確認結果通知等の入札関係書類を受領した。

業務番号	業務名
2020 - 714	荒山公園駐車場管理運営業務 (その2)

申し込みの業務番号及び業務名称を記入ください。

※申し込み後、当方で資格審査します。資格審査で不適格となった場合、斜線等で抹消することになりますので、ご了承願います。

印鑑は、堺市に登録の使用印鑑を鮮明に押印すること。(契約書に押印するものと同一のもの。)

申込書送付用宛名ラベル

書
留

〒590-0803
堺市堺区東上野芝町1丁4-3

公益財団法人 堺市公園協会
愛護会グループ 行

必ず書留郵便にて送付してください。
(普通郵便で送付された場合、
申し込みの受付は、できません。)

点線で切って、長形3号封筒(120×235)または、
その他の大きさの封筒(角形2号
(240×332))に貼ってご使用ください。